

高知県商工団体連合会 NO.812(49-47)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

あと1週間、読者200人拡大めざす運動をすすめ 民商の代表を全商連総会・共済会総会に送り出そう

■総会にむけた拡大状況 (4/1~5/13)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	3	1	2	0	0	2
香美郡	3	1	1	1	0	3
南国	3	0	2	0	0	2
高知	10	0	6	1	0	7
仁淀川	0	0	0	0	0	0
須崎	5	3	0	0	0	3
中村	3	1	0	0	0	4
計	27	6	11	2	0	21

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

四国の拡大競争の高知県連の順位(4/15)
読者3位、会員3位、共済1位、婦人2位

高知民商は、5月13日(日)に、統一行動を行い、会員訪問を行いました。よさこい支部の支部長は、「16日の支部役員会までに拡大して、報告できるようにしておく」と、心強い反応。

岡田泰司市議(元民商会長)は、後継者の立候補予定者に「勉強になるし、候補者活動にも役立つ」と購読をすすめてくれました。田村県婦協会長も、元読者にすすめて成果。

昨年入会した会員を訪問し、ご夫婦で共済に入入、奥さんは婦人部にも入っていただきました。

この日の行動では、(前日拡大分も含め)読者5人、共済2人、婦人1人の成果でした。

須崎民商の岩井会長は、元会員(民宿)と、労働組合活動をしていた友人にすすめ、読者になってもらいました。

マイナンバー不記載でも受理する

ハローワーク 提出書類

今年3月以降、労働局・ハローワークが「マイナンバーの記載に関するお知らせ」の文書(左枠)を発行し、会員さんから不安の声が出されています。

文書の冒頭には赤い太字で「平成30年5月以降、届出等にマイナンバーの記載がない場合、返戻します」(※文書抜粋)と記載されています。

また、記載の必要な届出として、従業員の雇用・退職に関するものが含まれていることから、「民商はマイナンバーに反対の立場。記載をするかしないかは個人の自由であるが、記載の強要をそのまま放置するわけにはいかない」と労働局に懇談を申込み、「陳情」という形で、5月2日に話し合いの場を持ちました。

私たちの要望は以下のように

- ① マイナンバー記載が必要な法的根拠は何か?
 - ② 届出等が返戻された場合手続きはされるのか?
 - ③ 事務組合としてのマイナンバーの取扱い要綱は?
 - ④ マイナンバー記載の強要はやめてほしい など
- 当日の陳情には、東谷勝喜高商連会長以下、県連・各民商から8名が参加、労働局は職業安定課を中心に5名が応対しました。まずは私たちの要望書に対する回答がおこなわれました。
- 回答の要点は以下の通りです。

◆ マイナンバー不記載を理由に届出等が返戻された場合は手続き：未記載の理由は確認させてもらうが、手続きは行う

◆ 事務組合としてのマイナンバーの取扱い要綱：必要になるので、9月30日までにつけてほしい。

この他にも、「個人番号が不記載だからといって、手続きができないということではない」「不記載の理由が分ければ、書類の返戻はしない」など、重要な回答も引き出すことができました。

労働局は、個人番号不記載の理由として

- ① 従業員に提出を促したが、提出してもらえない
- ② 事業主に番号管理の体制が整っていない
- ③ 事務組合が個人番号の取扱い要綱を定めていない

という場合でも、書類の返戻はせず、手続きを行うことを明言しました。

4月中旬、県内民商の事務組合がハローワーク窓口にお問い合わせをした際、担当者が「民商さんでマイナンバーを記載していないものがあまりに多ければ、(従業員が拒否したこととは)本当ですか?ということと調べますよ」と、脅しととも

れる発言がされています。この件に関して、「どの機関が、どのように調べるのか?」と聞いたところ、労働局は「確認」という意味での発言だったと思う。謝罪します。」と、説明・謝罪をおこないました。

また、別の文書の中に「今後、日本年金機構とマイナンバーが紐付けされる」との文言があり、「大量に個人情報流出させるようなところと紐付けをおこなうのか」と迫りました。労働局は「制度の当初設計にはそういうことも想定されていましてので」と説明しました。

労働局は「現在のところ、番号を記載したからといって労働局側・事業主側とも事務負担の軽減は無い」とも答えています。

国民の情報漏えいに対する不安が払しょくされないままに番号記載を強要したり、番号未記載に対する不利益な扱いをするなど、これらの行為を黙って見過ごすわけにはいきません。

(5/14 高知民商ニュース)

労働局の回答内容を多くの業者に知らせましょう

番号未記載の場合、窓口で受理されなかったり、記載を強く求められることも予想されます。今回の労働局の回答内容を広く業者のみなさんに知らせましょう。

雇用保険手続を行う皆様へ

雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

平成30年5月以降、マイナンバーの記載が必要な届出等(※)にマイナンバーの記載がない場合には、返戻しますので、記載の上、再提出をお願いします。

※ マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 介護休業給付支給申請

①~⑤の届出等(③④は初回の申請)の際には、届出等に必ずマイナンバーの記載をお願いします。

③④のうち平成28年1月以後に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない場合は、2回目以降の申請時等の機会を捉え、個人番号登録・変更届をあわせてお持ちください。